

令和4年4月1日

規則第1号

## 慶弔規則

(目的)

第1条 この規則は、会員の慶弔に関する事項について、慶弔見舞金品またはそれらの対応について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、会員に対して適用する。

2 前項以外の当法人に対して特に貢献があった者については、本規則に準じて、その都度理事会により決定する。

(種類)

第3条 この規則で定める慶弔の種類は、次の通りとする。

- (1) 結婚
- (2) 出産
- (3) 葬儀
- (4) 傷病
- (5) 送別

(事前通知)

第4条 会員またはその親族（民法(明治29年法律第89号)第725条に掲げる親族。以下同じ。）が、本規則の定めるところにより慶弔見舞金または慶弔対応を受けようとするときは、役員または事務局へ事前に通知しなければならない。

2 前項の通知は、口頭または文書、メール、SNSなどの通知方法を問わない。

(重複不支給)

第5条 本規則による慶弔見舞金は、親族2名以上に係わる同一支給事由の場合、原則として重複して支給しない。

(不正受給の返還)

第6条 第4条の通知が虚偽等により本規則に定める給付金を不正に受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。

(結婚)

第7条 会員が婚姻した場合、会員に対して金10,000円の祝金を贈る。

2 結婚式または披露宴が行われる場合で、事前に第4条の通知があった場合は、「特定非営利活動法人新宮ライフセービングクラブ一同」から祝電を贈る。その事務は事務局が担う。

3 前項にかかわらず、役員または事務局が結婚式または披露宴に参列する場合は、御祝儀30,000円を「熨斗：特定非営利活動法人新宮ライフセービングクラブ一同」として贈ることができる。

(出産)

第8条 会員またはその配偶者が出産した場合で、事前に第4条の通知があった場合は、会員に対して金10,000円の祝金を贈る。

(葬儀)

第9条 会員本人が死亡した場合、御香典 30,000 円により弔う。

- 2 会員の配偶者、同居の実父母、同居の子が死亡した場合、御香典 5,000 円により弔う。
- 3 前各項において、一般会葬または告別式が行われる場合で、事前に第4条の通知があった場合は、会員への訃報及び弔問または会葬、「特定非営利活動法人新宮ライフセービングクラブ一同」から弔電及び供花を贈ることができる。その事務は事務局が担う。

(傷病)

第10条 会員が当法人の活動に起因しない傷病により、連続して14日以上入院に及んだ場合は、入院見舞いし、見舞金 5,000 円または見舞品 5,000 円相当を贈る。

- 2 会員が当法人の活動に起因した負傷等により3日以上入院に及んだ場合は、見舞金 10,000 円または見舞品 10,000 円相当を贈る。
- 3 前各項において、その傷病の程度と事情により、入院期間や見舞品を増減することができる。

(送別)

第11条 当法人の活動及び発展において特に貢献があったと認められた会員が、転勤または諸般の事情等により、県外転出または退会する場合は送別会を開催し、贈答品 5,000 円相当を贈る。

- 2 前項以外の送別会を妨げない。

(その他)

第12条 この規則は、当法人の会員に対する慶弔対応を定めたものであり、個人的な関与を制限することはない。

- 2 この規則は、当法人の慶弔対応を強制するものでなく、都度本人またはその親族の享受意思を確認して行う。

(特例)

第13条 慶弔金または見舞金、若しくは慶弔対応について、理事会が適当と認めたときは、本規則に定められた金額または対応によらない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。